

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた 小瀬川水系小瀬川弥栄ダムの基本的考え方(Ver.1.0)

策定 令和6年12月25日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

弥栄ダム管理所が管理する河川区域内の土地については、以下の申請先に必要な手続きなど確認すること。

申請先：弥栄ダム管理所(電話番号0827-57-3135)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の管理所や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、管理所から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

なお、河川への落下等の事故により河川管理施設及び水質等への影響が懸念される場合には、運航事業者等は河川事務所等と協議のうえ、速やかにドローン及び荷物等を回収しなければならない。また、河川管理施設及び水質等への影響がないと認められる場合においても、可能な限り落下等したドローン及び荷物等を回収するよう努めなければならない。

小瀬川水系小瀬川弥栄ダムを所管する管理所の連絡先は以下の通り。

連絡先：弥栄ダム管理所(電話番号0827-57-3135)

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、管理所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

小瀬川水系小瀬川弥栄ダム【直轄管理区間】上空の飛行にあたっては、橋梁等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから確認すること。

河川横断工作物等の管理者：<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/48/>
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/136/>
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/97/yasaka-bridge.html>
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/211/>
<https://www.energia.co.jp/nw/>
(河川横断工作物等の位置は別紙の地図のとおり)

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川内の催しや工事等については、管理所から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて管理所に情報提供を求めることができる。

小瀬川水系小瀬川弥栄ダム【直轄管理区間】の河川区域内で開催されるバス釣り大会については、下記のとおりであり、ドローン飛行日時を決める上で参考にすること。ただし、下記以外のものが開催される可能性があるため、下記連絡先に確認し情報把握を行うこと。

・弥栄ダムバス釣り大会

開催日：隔年6月上旬

開催場所：弥栄ダム湖

主催：NBC日本バスクラブ

連絡先：NBC日本バスクラブ本部(電話番号 0555-73-2227)

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、管理所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、管理所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、管理所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルート重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、管理所等からの調整に応じること。

(その他)

9. 各河川における情報提供など

弥栄ダム管理所では、ダム貯水位や河川水位データなど以下のウェブサイトにて情報提供を行っている。

弥栄ダム管理所ホームページ: <http://www.cgr.mlit.go.jp/yasaka/index.htm>

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

【小瀬川水系小瀬川弥栄ダム】橋梁

番号	河川名	名称	管理者	位置	備考
1	小瀬川	大三郎橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町釜ヶ原字大三郎中	
2	小瀬川	弥栄橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町釜ヶ原字葦石	
3	小瀬川	弥栄大橋	岩国土木建築事務所 広島県西部建設事務所	右岸：山口県岩国市美和町百合谷平野368 左岸：広島県大竹市小方町小方後飯谷下1351-4	
4	小瀬川	飯谷2号橋	広島県西部建設事務所	広島県大竹市小方町小方字川平1107	
5	長谷川	百合谷橋	岩国土木建築事務所	右岸：山口県岩国市美和町岸根下ヶ原485 左岸：山口県岩国市美和町百合谷平野344	
6	長谷川	鍛冶屋原橋	岩国土木建築事務所	右岸：山口県岩国市美和町大根川先原170-3 左岸：山口県岩国市美和町大根川瀧杉127-3	
7	長谷川	大根川橋	岩国土木建築事務所	右岸：山口県岩国市美和町大根川先原224-2地先 左岸：山口県岩国市美和町大根川七曲220-2地先	
8	長谷川	土居ヶ原橋	岩国土木建築事務所	右岸：山口県岩国市美和町黒沢先原142-2地先 左岸：山口県岩国市美和町黒沢先原142-2地先	
9	長谷川	論田橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町長谷字論田	
10	長谷川	よいこ橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町長谷字清水	
11	長谷川	一丁田橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町大根川字一丁田	
12	長谷川	磨き橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町大根川字東伝田	
13	笹ヶ谷川	笹ヶ谷橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町百合谷字とやの尾	
14	日宛川	坂本橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町日宛字坂本	
15	岸根川	日光寺橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町岸根字骨が本	
16	岸根川	白滝橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町岸根字橋詰	
17	佐坂川	滑橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町滑字滑	
18	百合谷川	百合谷川橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町百合谷字百合谷	
19	百合谷川	上百合谷橋	岩国市美和総合支所	山口県岩国市美和町百合谷字瀬戸の本	

※詳細については、橋梁管理者に確認すること。

【小瀬川水系小瀬川弥栄ダム】送電線

番号	河川名	名称	管理者	位置	備考
1	長谷川	岩国火力連結線	中国電力NW(株)	左岸：山口県岩国市美和町岸根地先 右岸：山口県岩国市美和町百合谷地先	
2	前飯谷川	弥栄支48～49号	中国電力NW(株)	広島県大竹市前飯谷地先	
3	瀬戸ノ内川	瀬戸ノ内分3次1号 ～4号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町瀬戸ノ内地内	
4	瀬戸ノ内川	瀬戸ノ内分7～8号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町瀬戸ノ内地内	
5	瀬戸ノ内川	坂上幹47～49号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町瀬戸ノ内地内	
6	百合谷川	百合谷34次1号 百合谷35号	中国電力NW(株)	左岸：山口県岩国市美和町百合谷地内	
7	佐坂川	日宛4～5号	中国電力NW(株)	左岸：山口県岩国市美和町佐坂51-1 (4号) 右岸：山口県岩国市美和町佐坂24-1 (5号)	
8	佐坂川	坂上幹68-4,68-5	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町佐坂地内	
9	佐坂川	坂上幹41D7～8	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町佐坂地内	
10	岸根川	岸根分9～10	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町岸根地内	
11	岸根川	黒沢分2～3	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町岸根地内	
12	日宛川	日宛支47～47次1号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町日宛地内	
13	日宛川	日宛支34～35号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町日宛地内	
14	日宛川	日宛支36～36左1号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町日宛地内	
15	日宛川	日宛支21～22号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町日宛地内	
16	長谷川	百合谷10～11号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町長谷地内	
17	長谷川	百合谷11～12号	中国電力NW(株)	山口県岩国市美和町長谷地内	

※詳細については、送電線管理者に確認すること。

【小瀬川水系小瀬川弥栄ダム】通信線

番号	河川名	名称	管理者	位置	備考
1	長谷川	百合谷10～11号	中国電力NW(株)	左岸：山口県岩国市美和町長谷721-1 (10号) 左岸：山口県岩国市美和町長谷1198-1 (11号)	
2	長谷川	百合谷11～12号	中国電力NW(株)	左岸：山口県岩国市美和町長谷1198-1 (11号) 右岸：山口県岩国市美和町長谷1173 (12号)	
3	佐坂川	日宛4～5号	(株)エネルギー・コミュニ ケーションズ	左岸：山口県岩国市美和町佐坂51-1 (4号) 右岸：山口県岩国市美和町佐坂24-1 (5号)	
4	百合谷川	百合谷34次1号 百合谷35号	(株)エネルギー・コミュニ ケーションズ	左岸：山口県岩国市美和町百合谷	

※詳細については、通信線管理者に確認すること。

別紙 河川横断工作物等位置図

